

令和7年度第1回
豊後高田市総合教育会議

日時 令和8年2月9日（月）13:30～

場所 市役所高田庁舎3階 防災対策室

～ 次 第 ～

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 教育長あいさつ

4. 協議・調整事項

- | | | |
|------------------------------------|-----|-------|
| (1) 第3期豊後高田市教育大綱の策定について | ・・・ | 1～3 |
| (2) 次期学習指導要領について | ・・・ | 4～5 |
| (3) 給特法の改正に伴う学校における働き方改革の推進について | ・・・ | 6～11 |
| (4) 中学校における部活動（スポーツ・文化芸術）の地域展開について | ・・・ | 12～18 |
| (5) 教育DXの推進について | ・・・ | 19～23 |
| (6) 体育館空調設備整備計画について | ・・・ | 24～25 |

5. 意見交換

6. その他

7. 閉会

協議・調整事項

(1) 第3期豊後高田市教育大綱の策定について

豊後高田市教育大綱

改定の趣旨と位置づけ

教育大綱は、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなっています。

豊後高田市では、市総合計画の改訂とあわせ、第 1 期教育大綱（平成 28 年度から令和 2 年度）、第 2 期教育大綱（令和 3 年度から令和 7 年度）を策定してきました。

今回、第 2 期教育大綱の計画期間が終了することに伴い、令和 7 年度に改訂した第 3 次豊後高田市総合計画を基に、社会の動きや変化、将来の見通しなどを踏まえ、第 3 期豊後高田市教育大綱を策定します。

計画期間

豊後高田市総合計画の改訂の時期などを勘案し、令和 12 年度までの 5 年間とします。

基本理念

地域の活力は「人」 ～このまちに確かな未来を～

基本方針

基本理念実現に向け、5 つの基本方針を定めます

1 子どもたちの力と意欲の向上に向けた組織的取組の推進

「教育のまち豊後高田」として、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体化による「令和の日本型教育」の充実、「学びの 21 世紀塾」の深化を通して、「夢を描き、実現できる子どもの育成」を図ります。

2 教育DXの推進

「Society 5.0 時代」が到来し、すべての土台となる学校 ICT 環境の整備と、それにとともなう GIGA スクール構想の更なる推進を図り、先端技術を用いて教育ビッグデータを収集・蓄積し、分析することで、児童・生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びを実現します。

また、授業準備や成績処理等の効率化を図り、学校における働き方改革にもつなげるとともに、子どもたちが、ICT を適切・安全に使いこなすことができるように情報活用能力を育成していくことにも重点的に取り組みます。

3 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

幼稚園、小・中学校を通じた読解力、対話力、英語力の継続的な向上、郷土への深い理解を図る学習に取り組みます。そして、各教科の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見解決や社会的な価値の創造に結び付けていく STEAM 教育を推進していきます。

また、すべての幼稚園、小・中学校に設置されている学校運営協議会の活動を深化・充実させることにより、地域協育力を向上させるとともに、校長・園長のリーダーシップのもと、さらに地域と共にある学校・園づくりを推進します。

あわせて、人づくり、地域づくりの拠点となる学校施設等の環境整備に努め安心安全な学校づくりを推進します。

4 生涯を通じた学びの支援とスポーツの推進

子どもから大人・高齢者までが、ライフステージに応じて、いきいきと暮らせる社会を構築するため、図書館をはじめ公民館などの社会教育施設において人権教育や芸術文化活動などの学びの場を提供します。

また、誰もがスポーツを楽しめるよう、社会環境の整備によるスポーツの推進と競技スポーツの推進を図ります。

5 文化遺産の継承と文化財等を活用した新たな魅力づくりの推進

本市は、千年の歴史が今に息づく多くの文化遺産や、地域が長きにわたり伝えてきた伝統行事などの多様な民俗文化財を有しています。

これら文化遺産等の保護・継承に努めるとともに、観光分野等との連携を強化して誘客促進を図るとともに、新たな地域の魅力を発信します。

協議・調整事項

(2) 次期学習指導要領について

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で

① 深い学びの実装 (Excellence)

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の技術的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習装置を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

協議・調整事項

- (3) 給特法の改正に伴う学校における働き方改革の推進について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。＊学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して
 ～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように
 するため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進める
 ための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画^{※1}のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進

学校

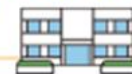


- 業務の**精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DXの加速化** など
- 学校運営**全体の中で**
取り組み
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

- 学校との**連携・協働**
 - ・ 学校運営協議会^{※2}などを
 通じた学校運営への参画
- 自治体**全体で**
取り組む
 - ・ 総合教育会議^{※3}を通じた連携・協働



首長部局

学校の
 指導・運営
 体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
 処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた処遇改善(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。
 ※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
 ※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議



教師の健康・福祉の確保に向けて

教育委員会
の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します



「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます

首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師のサービスを監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集54巻3号115頁)



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HPI「全国の学校における働き方改革事例集」

教職員の働き方改革について

例① 教職員出退勤管理システムによる適正な勤務時間管理

教職員出退勤管理システムにより、教職員の勤務時間を適切に把握する中、教職員一人ひとりが自らの働き方を見直すとともに、働き過ぎ傾向にある教職員に対する指導。

時間外在校時間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	R7	対象人数	123人	122人	120人	120人	121人	125人	121人	119人	120人	-	-	-
		4.5時間超	14人	7人	9人	2人	0人	4人	5人	1人	4人	-	-	-
		平均時間	30:45	26:55	28:49	23:01	6:03	24:02	25:41	21:10	21:03	-	-	-
	R6	対象人数	129人	128人	127人	127人	127人	126人	126人	125人	125人	124人	126人	126人
		4.5時間超	18人	17人	19人	6人	0人	9人	20人	7人	8人	4人	7人	8人
		平均時間	31:44	29:31	28:48	22:51	5:18	25:15	31:46	24:51	23:14	20:23	23:48	26:38
中学校	R7	対象人数	79人	80人	80人	80人	80人	79人	79人	79人	79人	-	-	-
		4.5時間超	15人	1人	9人	7人	0人	11人	11人	0人	1人	-	-	-
		平均時間	32:20	29:06	30:19	22:58	5:51	28:49	27:51	20:25	23:05	-	-	-
	R6	対象人数	78人	79人	79人	79人	78人	78人	78人	78人	79人	78人	78人	78人
		4.5時間超	5人	5人	4人	1人	0人	3人	1人	7人	1人	0人	0人	0人
		平均時間	30:52	28:06	26:24	20:38	5:24	25:38	29:40	26:53	19:56	17:26	20:47	20:31

例② 専門スタッフ等の配置

専門スタッフ等を配置し、チーム学校として課題解決等に取り組む体制を整備。規模の大きい小中学校にスクールサポートスタッフを配置し、校内での印刷業務や配布物などの事務補助を行い、教職員の事務負担軽減を図る。その他、学習指導員、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学校図書館指導員、外国語指導員、複式学級支援教員、学校校務員等を配置し、教職員のさまざまな業務の負担軽減を図る。

学習指導員：3名 スクールソーシャルワーカー：3名

特別支援教育支援員：40名 学校図書館指導員：3名

外国語指導員：5名 複式学級支援教員：5名 学校校務員：9名

スクールサポートスタッフ：4名 日本語指導員：1名

登校支援員：1名

例③ 勤務時間外の電話対応の見直し

勤務時間外において保護者や外部から学校に掛かる固定電話の受信時に、自動音声メッセージが流れる等の機能の導入。

- ・18時までの電話対応
- ・迷惑電話の音声発信

例④ 学校閉庁日の設定

8月13日から15日までを学校閉庁日として設定。教職員の休暇取得を推進。

例⑤ 学校行事の精選

各学校の実態に応じて実施の有無について検討できることと、市全体で実施の有無について検討しなければならないことを見極めつつ精選。

例⑥ 中学校の部活動の在り方の見直し

部活動の休養日を週あたり2日以上（平日1日以上、土曜日および日曜日1日以上）、活動時間を平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度と設定し、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

部活動の指導および引率等を行う部活動指導員および外部指導者を配置。文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動の地域展開等、今後の部活動の在り方を検討。

令和7年度	部活動指導員	運動部7名	文化芸術7名
	地域クラブ指導員	スポーツ6名	文化芸術8名

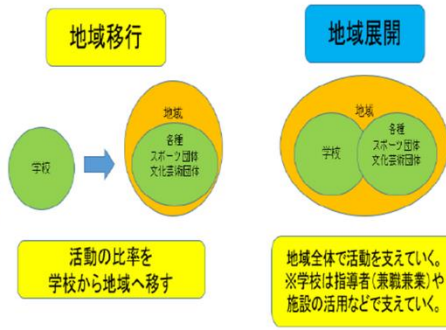
協議・調整事項

- (4) 中学校における部活動（スポーツ・文化芸術）の地域展開について

部活動の地域展開について

令和5年度～令和7年度末までを部活動改革推進期間とし、その期間は部活動の「地域移行」としていた。令和8年度～令和13年度までを部活動改革実行期間として、この6年間で部活動の「地域展開」を目指す。

「地域移行」と「地域展開」のちがい



<地域移行とは>

学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とは責任主体が異なる。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行」と称しています。学校や地域の応じて、両者が協働、融合した形で環境整備を進めていた。特に中学校における長時間勤務の主な要因の一つである部活動を、学校単位から地域単位の取組にすることが目的であった。

<地域展開とは>

部活動の地域展開では、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するとともに、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することを目的としている。そして、それを地域全体で関係者が連携して支えていく。地域で支えていくクラブを「地域クラブ」と呼ぶ。この理念を実現するために、名称を「地域移行」から「地域展開」とした。

<地域クラブの在り方>

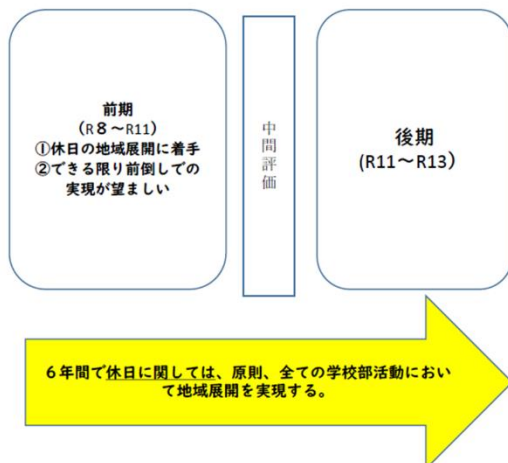
地域クラブには、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、**新たな価値**を創出することが重要である。

<新たな価値とは>

生徒のニーズに応じた多種多様な体験(マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動などを含む)、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校などの垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流などのことを言う。

部活動の地域展開について

目標(国)



<6年間の改革の方向性>

- ①平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情などに応じた取組を進める。
- ②費用負担の在り方等については、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある。(公的負担については、国・都道府県・市町村で支えあうことが重要である。)
- ③家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要である。

<学習指導要領における取扱い>

○地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、**地域クラブと学校との連携が大切**。
○実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、**当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される**。
○こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改定においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても、教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。

部活動の地域展開について

目標
(市)

前期
(R8～R11)
全部活動の
休日の
地域クラブ化
※平日は
拠点校または
学校ごと

中間評価

後期
(R11～R13)
全部活動の
平日、休日の
地域クラブ化

◎令和8年度～令和10年度の前期期間で全部活動の休日の地域クラブ化（平日に関しては拠点校又は学校部活動として活動する）を目指す。中間評価を経て、令和11年度～令和13年度で全部活動の平日、休日の地域クラブ化を目指すしていく。

<R7年度の豊後高田市の活動状況>
R7年度は、地域クラブが6クラブ活動している。カヌーは平日、休日ともに地域クラブとして活動している。それ以外の5クラブは平日は部活動として活動し、休日のみ地域クラブとして活動している。

豊後高田市の地域クラブ(スポーツ:3 文化芸術:3)	
スポーツ(3)	文化芸術(3)
運営:TMKチャレンジクラブ(※)	運営:市教委
カヌー 柔道 ソフトテニス女子	そば打ち 茶道 ブレイクダンス

※R8年度より、スポーツクラブの運営団体である「TMKチャレンジクラブ」の名称を「ぶんごたかだチャレンジクラブ」へと変更する。

部活動の地域展開について

今後の
取組

R7年度の運用と目標

①地域指導者の確保をしていく。
→現在登録している県の「指導者人材バンク」と連携


②指導者の指導体制

- ・平日は教職員、休日は地域指導者が指導する体制を固めていく。
- ・教職員は地域指導者として休日の指導もできる(兼職兼業)。
- ・地域指導者は平日の指導も可能である。(制度化されている)

(1)市内教職員の「地域クラブ」及び「地域クラブ指導者」に関する意識調査

①これまで部活動を支えてきた中学校の先生方、これから地域を支えていく小中学校の先生方に、部活動の地域展開についての、率直な考えを聞きたい。

②「地域クラブ」の指導者について、どう考えているかを聞きたい。



クラサポおおいたチラシ

クラサポおおいたとは？
→指導希望者と自治体が双方の条件に合わせて繋がれる人材マッチングシステム。応募とスカウトの双方向でマッチングする。
地域クラブ指導者に興味がある教員、指導者の方には登録を推進する。

※この大分県人材バンクに登録したからすぐに地域指導者になるというわけではない。

B

【令和7年度の進捗状況】

R7年度の運用と目標

①地域クラブ指導者の確保

スポーツクラブにおいては、市教育委員会教育総務課スポーツ振興係と連携して、スポーツ少年団や各スポーツ連盟の指導者へ、文化芸術クラブにおいては、市教育委員会教育総務課生涯学習係と連携して、各種文化芸術団体の指導者へ周知して、地域クラブ指導者を確保していく。

- ・ 指導者の募集方法を策定
- ・ 指導者説明会、講習会の準備
- 教育委員会、ぶんごたかだチャレンジクラブ運営

②指導者の指導体制

- ・ 平日は教職員と地域クラブ指導者、休日は地域クラブ指導者が指導する体制を固めていく。
- ・ 教職員は地域クラブ指導者として休日の指導もできる（兼職兼業）。
- ・ 地域クラブ指導者は平日の指導も可能である。（制度化されている）

③1市1クラブの運動部、文化部の「地域展開」を進めていく。

- ・ 「学校部活動」から「拠点型部活動」「地域クラブ」へ押し進めていく。
- ・ 平日の指導を含め、「地域クラブ化」への拡大を進めていく。

④課題点の検討会議を事務局中心に進め、改善していく。

⑤R9年度の全部活動の休日クラブ化を目指して推進する。

平日についてはR11年度での完全地域クラブ化を目指して、可能な部活動から地域クラブを設立していく。

①の進捗状況について

○4月30日

令和7年度豊後高田市中学校部活動指導員・地域クラブ指導者の指導に関する説明会開催

②の進捗状況について

○4月から柔道、ソフトテニス、茶道、そば打ち、ブレイクダンスにおいて「地域クラブ指導者」が活動開始

※柔道、茶道、そば打ち、ブレイクダンスについては、平日は拠点校部活動。

○12月に『市内教職員の「地域クラブ」及び「地域クラブ指導者」に関する意識調査』実施

→地域展開について市内小中学校教職員へ周知及び「クラサガおおいた」への登録の啓発実施。

③の進捗状況について

- 5月～10月、新たな拠点校型部活動・地域クラブの設立に向けた打ち合わせ
 - 拠点校部活動（新設）…サッカー、ヒップホップダンス
 - 地域クラブ（新設）…男女バスケットボール（スポーツ）、卓球（スポーツ）、陶芸（文化芸術）

④⑤について

- 6月30日・・・第1回部活動検討委員会
- 10月9日・・・第2回部活動検討委員会
- 2月27日・・・第3回部活動検討委員会

令和7年度 豊後高田市立中学校部活動・地域クラブ一覧表

	数		運動	文化	部活動名	活動場所	
						平日	休日
高田	1	1	○		陸上競技（男女）	高田中	丘の公園
	2	2	○		バレーボール（女子）	高田中	
	3	3	○		バスケットボール（男女）	高田中	
	4	4	○		サッカー	高田中	
	5	5	○		軟式野球	高田中	
	6	6	○		ソフトテニス（男子）	高田中	
	7	7	○		ソフトテニス（女子）	高田中	
	8	8	○		卓球（男子）	高田中	
	9	9	○		卓球（女子）	高田中	
	10	10	○		剣道（休部）		
	11	11		○	吹奏楽	高田中	
	12	12		○	美術	高田中	
	13	13		○	科学	高田中	
	14	14		○	伝統文化継承「草地踊り」	高田中	
河内	15	1	○		ソフトテニス（男子）	河内中	
	16	2	○		ソフトテニス（女子）	河内中	
	17	3		○	美術	河内中	
	18	4		○	家庭科	河内中	
戴星	19	1	○		ソフトテニス(男子)	戴星学園	
	20	2	○		ソフトテニス（女子）	戴星学園	
田染	21	1	○		卓球（男子）	田染中	
	22	2	○		ソフトテニス（女子）	田染中	
	23	3	○		陸上競技	田染中	
真玉	24	1	○		バレーボール（女子）	真玉中	
	25	2	○		軟式野球	真玉中	
	26	3	○		ソフトテニス（男子）	真玉中	
	27	4	○		卓球（女子）	真玉中	
	28	5		○	文化部	真玉中	
香々地	29	1	○		バレーボール（女子）	香々地中	
	30	2	○		軟式野球	香々地中	
	31	3	○		ソフトテニス（男子）	香々地中	
	32	4	○		卓球（女子）	香々地中	
拠点校型	33	1	○		柔道（拠点：戴星）	戴星	高田中
	34	2	○		空手道（拠点：高田中）	道場	高田高
	35	3	○		ラグビーフットボール（拠点：高田中）	高田高	
	36	4		○	茶道（平日拠点：高田中）	中央公民館	
	37	5		○	切り絵（拠点：河内中）	河内中	
	38	6		○	ブレイクダンス（平日拠点：高田中）	高田中・他	
	39	7		○	英語（拠点：高田中）	高田中	
地域クラブ	40	1	○		カヌー	B&G	
	41	2	○		柔道（休日）	戴星・高田中	
	42	3	○		女子ソフトテニス（休日）	高田中	
	43	4		○	そば打ち（休日）	中央公民館	
	44	5		○	茶道（休日）	中央公民館	
	45	6		○	ブレイクダンス（休日）	高田中・他	

令和7年度 部活動指導員・地域クラブ指導者一覧

	指導員名	活動名	所属名	
学 校 部活動	岩尾 孝義	卓球部	高田中	
	桑原 将吾	サッカー部	高田中	
	中川 省三	野球部	真玉中	
	高橋 久美	伝統文化継承「草地踊り」部	高田中	
	桑原 恵一	吹奏楽部	高田中	
拠点型 部活動	宮元 一郎	ラグビーフットボール部	拠点校:高田中	
	近藤 七七美	空手道部	拠点校:高田中	
	野村 幸太	英語部	拠点校:高田中	
	立花 圭太	切り絵部	拠点校:河内中	
平日 部活動	安部 直彦	ソフトテニス	平日:高田中 休日:TMK	
	安本 一貴(平日)	柔道	拠点校:戴星	
	小田 豊昭(休日)	柔道	休日 TMK	
	徳丸 緋奈乃(休日)	柔道	休日 TMK	
	矢野 和子	茶道	拠点校:高田中 休日:市教委	
	瀬々 喜久美	茶道	拠点校:高田中 休日:市教委	
	休日 地域 クラブ	徳岡 亮介	ブレイクダンス	拠点校:高田中 休日:市教委
		青山 由香里	そば打ち	拠点校:高田中 休日:市教委
		田邊 若美	そば打ち	拠点校:高田中 休日:市教委
		早田 そのみ	そば打ち	拠点校:高田中 休日:市教委
山田 千春		そば打ち	拠点校:高田中 休日:市教委	
	山本 みさを	そば打ち	拠点校:高田中 休日:市教委	
地域クラブ	柳本 和馬	カヌークラブ	TMK	
	今永 公平	カヌークラブ	TMK	
	山崎 慶人	カヌークラブ	TMK	

協議・調整事項

(5) 教育DXの推進について

教育DXについて

1 方針・方向性

- ◆個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図る1人1台端末の効果的な活用・日常化の推進
- ◆遠隔・オンライン授業やAIドリル等の活用充実と情報モラルやデジタル・リテラシーの涵養
- ◆1人1台端末を活用した「毎日の記録」導入による児童生徒の不安や困りの早期認知・早期対応

- ICT活用推進校等の取組みを広げ、1人1台端末やデジタル教材等を効果的に活用した授業
- AIドリル等の学習支援アプリの導入・活用
- 家庭や地域でも学びが継続できるよう、1人1台端末を活用した学習
- 緊急時にも学びを止めないよう、1人1台端末を活用したオンライン授業
- プログラミング教育の充実（全体計画の作成）
- 障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた、ICT機器の効果的活用
- 不登校傾向のある児童生徒の学ぶ機会の確保に向けたICT活用
- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、多言語翻訳アプリを活用した学習
- 情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応等について理解を深めるため、情報モラル教育やデジタル・リテラシー教育の実施
- 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
児童生徒のSOSを早期発見し「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用

教員のICT活用指導力の向上

- 教職員研修（まなびの扉）
- ICT推進協議会（年3回）の実施（情報教育部会との共催）
- GIGAスクールサポーターの活用

教育の情報基盤の整備

- 家庭におけるWi-Fi環境の整備（モバイルルータの貸し出し）
- デジタル教科書をはじめとするデジタル教材の活用
- 県内文化財等のデジタル教材としての活用
- 統合型校務支援システムの導入により、教員の働き方改革の推進
- 学校・保護者間における連絡手段のデジタル化（オクレンジャー）

教育の情報化に向けた体制整備

市及び各学校において、学校CIOや情報化推進リーダーを核としたチームによる教育情報化に係る計画・進捗管理・研修等を行う

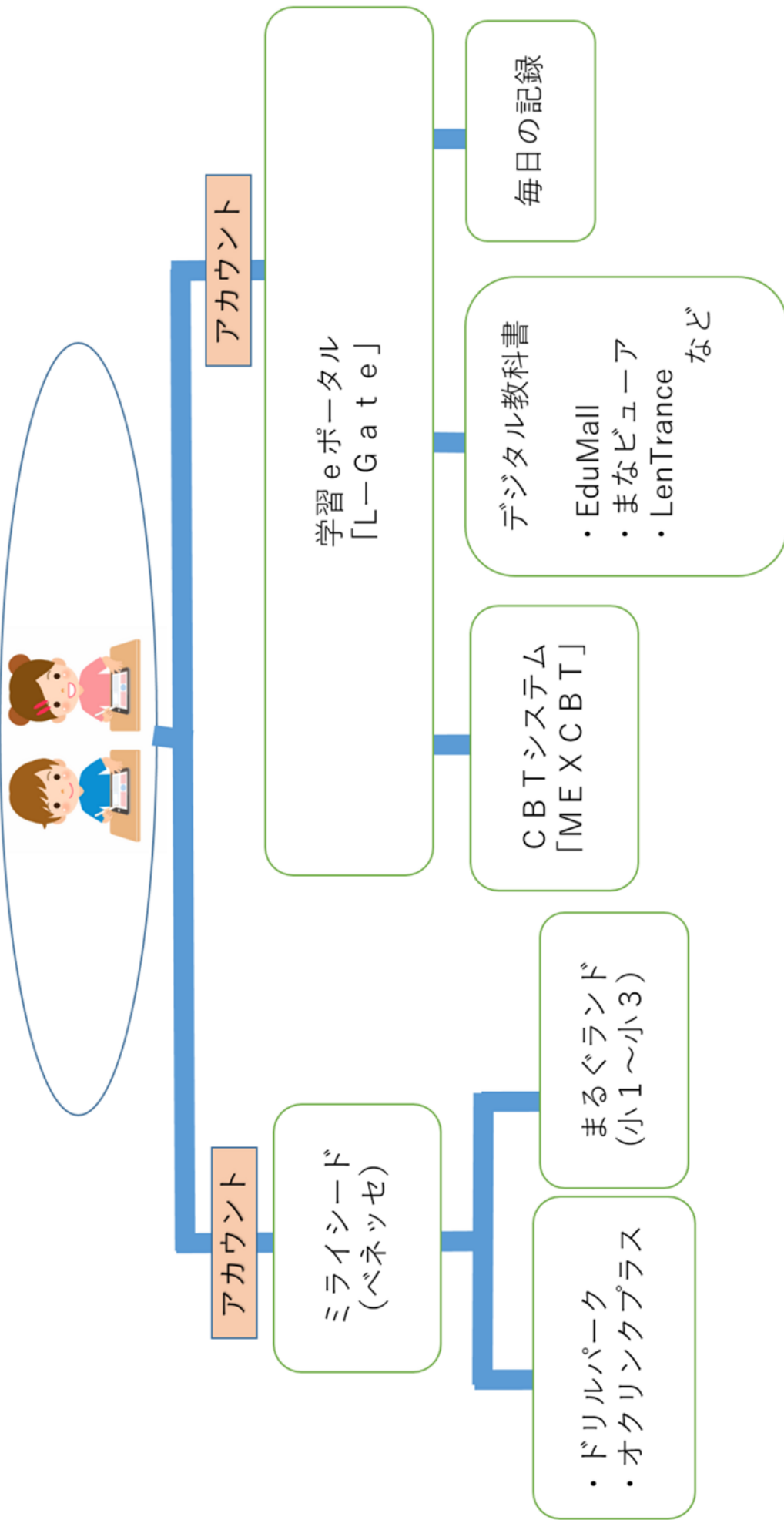
2 重点目標

- 1 学習コンテンツの基本操作・活用
 - L-G a t e
 - M E X C B T
 - ミライシード「ドリルパーク」「テストパーク」
 - 読み書きの認知特性に配慮した I C T 学習教材「まるぐランド」
小学校1～3年
 - オクリンクプラス
 - 毎日の記録
 - デジタル教科書
 - Z O O M
- 2 毎日の持ち帰り及び I C T を活用した家庭学習
- 3 校務支援システム入力の日常化
児童生徒の欠席・成績

3 活用の実際

「I C T を活用した『学び』基本方針」（豊後高田市教育委員会：令和3年2月）・
「各教科等の学習過程を踏まえた I C T 活用ハンドブック」（大分県教育委員会：令和
2年7月）・「解説 新大分スタンダード〈I C T の効果的な活用〉」（大分県教育委員会
令和6年3月）を基に効果的な活用を進めていく。

令和7年度豊後高田市一人一台端末活用における基本的な考え方（イメージ図）



デジタル教科書活用について

① 令和7年度導入科目

指導者用

小学校	中学校
○国語 ○書写 ○社会	○国語 ○書写
○算数 ○理科 ○英語	○社会【地理・地図・歴史・公民】
○生活 ○家庭 ○道徳	○数学 ○理科 ○英語
	○美術

学習者用

小学校	中学校
○算数 ○英語 (5年生・6年生)	○数学 ○英語 (全学年)

活用方法

小学校 L-gate 内の Edumall (エデュモール)・・・国語・社会・理科
その他の教科は、各ビューア (レントランス等) を使用

中学校 すべての教科は、各ビューアを使用

デジタル教科書の登録等設定作業は、教育委員会・内田洋行で行う。

② 今後のデジタル教科書の方向性

中央教育審議会作業部会の中間まとめポイント

○デジタル教科書を検定や無償配布の対象となる正式な教科書にする。

○紙とデジタルの「ハイブリッド」形式も認める。

○次期学習指導要領が実施される予定の2030年度からの導入が望ましい。

協議・調整事項

(6) 体育館空調設備整備計画について

○体育館空調設備整備計画

【課題と目的】

学校現場では、夏場の異常気象に伴う熱中症対策は喫緊の課題となっています。

また、近年の異常気象に伴う災害の多発により、特に暑さや寒さの厳しい夏季・冬季の避難所機能の強化も課題となっています。

このような状況を勘案し、子ども達の学習・生活の場であり、災害時には避難所として活用される体育館への空調設備の設置を計画的に進めることとします。

【整備計画】

時 期 学校名	令和7年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
高田小学校 高田中学校							設計委託						
時 期 学校名	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
高田小学校 高田中学校		改修工事											
桂陽小学校 真玉小学校		設計委託					改修工事						

※令和9年度以降の整備計画については、都度、協議のうえ検討